地区計画の区域内における行為の事前相談書

										年	月	日
(;	あて	先)	東大阪都市計	反市 十画室次	長							
							住 所	î				
						相談	者 氏					
都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく次の行為の届出にあたり、事前相談いたします。												•
□土地の区画形質の変更 □建築物の建築又は工作物の建設 □は築物等の用途の変更 □建築物等の形態又は意匠の変更 □木竹の伐採 □土石、廃棄物又は再生資源の堆積												
1	行為の場所東大					に で 阪市 ・)
2		行為の着手予定日				年 月 日						
3											9	
4 設計又は施行方法	(1)=		区画形質の		なりの	区域の面積 m ² 対象・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)						
	2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別 (建築物の			届 出	部分		トの部分	合	,	計	
		印設計の概要	(i)敷地面積								m²	
			(ii)建築又は建設面積			m²		m²			m²	
			(iii)延べ面積			(m² m²)	(m² m²)	(m² m²)
			(j _W)高さ		地盤面かり	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	L	/			m	
			(v)緑化施設の面積								m²	
			(vi)用途									
			(vii)垣又はさくの構造									
	(3)建築物等の用途の変更 (4)建築物等の形態又は意匠の変更 (5)木竹の伐採 (6)土石、廃棄物又は再生資源の堆 積				(イ)変更部分の延べ面積 (ロ)変更前の用途 (ハ)変更後			変更後の	用途			
					m ² 変更の内容							
					伐採面積 m²							
					物件の堆積を行う土地の面積 物・			物件の種類				
							m²					

(備考)

- 1 相談者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。 4 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、
 - (1) 当該建築物の建築については、(2) (I) (iii) 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積 を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載するこ
- こ。(2)当該建築物の用途の変更については、(2)(r)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(r)(ii)延べ面積の合計欄(同欄中の(は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の事前相談書によることができる。 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとすること。 (4) 歴史の面積は、都市海地大阪東の別及び北京大阪東の別及び北京の別面では、1000円のである記載されること。

- 8 (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の具体的内容を記載すること。